

栗山町議会基本条例のイメージ

【地方自治法】議員定数（上限あり）・議会の招集権（定例会【長】・臨時会【長・議長】）・複数常任委員会への所属・自治体職員が議員になれること等

【公職選挙法】議員の被選挙権が25歳以上であること等

1 法律に規定されており自治体議会に裁量のない領域

住民参加

情報公開

説明責任

自由討議

政策立案

監視機能

2 法律に基づき条例で規定できる領域

- ・地方自治法第96条第2項に基づく、議会の議決事件の追加
- ・自治法第100条第12項に基づく
政務調査費に対する領収証添付の義務付けと公開

3 法律で規定されているが自治体議会の裁量がある領域

- ・自治法第100条第16項に基づく
図書室の設置
- ・自治法第120条に基づく会議規則を議会基本条例に対応した内容とする。
- ・自治法第109条第5項に基づく
参考人制度の活用

4 自治体議会が自ら定める領域

- ・議員間の自由討議の活発化
- ・町長等の反問権の明確化
- ・議会事務局（調査・法制）の体制整備
- ・議会インターネットライブ中継
- ・議会議録画配信の開始
- ・議会報告会の実施
- ・一般質問における一問一答方式の採用
- ・修正権・提案権の行使
- ・議会広報の充実

- ・会議資料等の配布
- ・住民参加のシステムづくり
- ・議会の情報公開の推進と説明責任
- ・議員研修の充実

5 理念（前文）及び目的（第1条）
栗山町議会のあるべき姿とその目的

網掛けの部分はこれまで栗山町議会が議会改革・活性化として実践した事項

議会基本条例の制定